

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

厚生年金関係 13 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

岡山厚生年金 事案 913～924 (別紙一覧表参照)

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成19年8月10日の標準賞与額の記録を<標準賞与額>(別紙一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年8月10日

A社から申立期間に賞与を支給されたが、その時の賞与額は<訂正後標準賞与額>(別紙一覧表参照)であり、この賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されているが、社会保険事務所(当時)の記録では、標準賞与額は<訂正前標準賞与額>(別紙一覧表参照)となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管している賞与の支給及び厚生年金保険料等の控除に関する資料(支給控除一覧表)から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、事業所の支給控除一覧表における厚生年金保険料額から、<訂正後標準賞与額>(別紙一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)についても納付していないことを認めていることから、社会保険

事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別紙

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	訂正前標準賞与額	訂正後標準賞与額
913		男	昭和33年生		平成19年8月10日	3万5,000円	35万円
914		男	昭和35年生		平成19年8月10日	2万5,000円	25万円
915		女	昭和36年生		平成19年8月10日	1万5,000円	15万円
916		男	昭和40年生		平成19年8月10日	2万5,000円	25万円
917		男	昭和43年生		平成19年8月10日	2万5,000円	25万円
918		女	昭和36年生		平成19年8月10日	1万5,000円	15万円
919		男	昭和34年生		平成19年8月10日	2万5,000円	25万円
920		男	昭和41年生		平成19年8月10日	2万5,000円	25万円
921		男	昭和54年生		平成19年8月10日	2万5,000円	25万円
922		男	昭和42年生		平成19年8月10日	2万5,000円	25万円
923		男	昭和40年生		平成19年8月10日	2万5,000円	25万円
924		男	昭和23年生		平成19年8月10日	1万円	10万円

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年3月31日については7万5,000円、同年6月30日については18万6,000円、同年12月30日については18万1,000円、17年3月31日については8万1,000円、同年6月30日及び同年12月29日については18万8,000円、18年3月31日については8万4,000円、同年6月30日については32万4,000円、同年12月30日については42万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年3月31日
② 平成16年6月30日
③ 平成16年12月30日
④ 平成17年3月31日
⑤ 平成17年6月30日
⑥ 平成17年12月29日
⑦ 平成18年3月31日
⑧ 平成18年6月30日
⑨ 平成18年12月30日

A社から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、この賞与に係る加入記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管している賞与の支給及び厚生年金保険料等の控除に関する資料（給与項目一覧表）から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除

されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、控除された厚生年金保険料額に見合う標準賞与額から、平成 16 年 3 月 31 日については 7 万 5,000 円、同年 6 月 30 日については 18 万 6,000 円、同年 12 月 30 日については 18 万 1,000 円、17 年 3 月 31 日については 8 万 1,000 円、同年 6 月 30 日及び同年 12 月 29 日については 18 万 8,000 円、18 年 3 月 31 日については 8 万 4,000 円、同年 6 月 30 日については 32 万 4,000 円、同年 12 月 30 日については 42 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月から23年5月24日まで
② 昭和23年5月25日から28年7月26日まで
③ 昭和28年7月26日から29年7月1日まで
④ 昭和29年7月2日から31年2月26日まで

申立期間①及び③については、厚生年金保険に加入していないとされているが、高等小学校を卒業してすぐの昭和22年4月にA社（現在は、B社）に就職してから31年2月25日に退職するまで継続して勤務しているため、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、社会保険事務所（当時）に年金記録を確認したところ、申立期間②及び④については脱退手当金を支給済みであるとの回答を受けた。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間①においてA社に勤務していたと主張しているが、申立人が氏名を挙げた同僚は既に死亡しており、そのほかの同僚も特定することができず、申立人の勤務状況等についての証言を得ることができない。

また、オンライン記録によると、A社は、申立期間①直後の昭和23年5月25日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において、申立人が同事業所における厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

さらに、B社は、「税務上、C工場（申立期間②に係る事業所）とA社は同じ法人として取り扱われていたが、C工場はDなどを作っており、A社はE部門であり、社会保険の適用上は別事業所として取り扱っていた。」旨回答していることから、C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名

簿により申立期間①における被保険者記録を調査したが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 21 年 2 月から適用事業所でなくなった 22 年 8 月までの記録に申立人の氏名は無い。

加えて、申立人は申立期間①に係る事業所の従業員数は 10 人以上であったと供述しているところ、C 工場において、上記の期間（昭和 21 年 2 月から 22 年 8 月まで）に被保険者資格を取得している者は 6 人であり、この供述を前提にすれば、同事業所の事業主は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

なお、上記の 6 人については、いずれも死亡、あるいは連絡先が不明であり、これらの者から申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができなかった。

- 2 申立期間③当時に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を有する申立人の同僚二人の証言から、申立人が同期間において A 社で勤務していたと推認できるが、申立人が勤務していた期間及び厚生年金保険料の控除についての証言は得られなかった。

また、B 社が保管している社会保険台帳から、申立人が C 工場が再び適用事業所となった昭和 23 年 5 月に C 工場における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、29 年 7 月に A 社における被保険者資格を取得していることが確認でき、当該記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人に係る申立期間①及び③の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立てに係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 11 日後の昭和 31 年 3 月 8 日に支給決定されており、この支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立てに係る脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度が創設される前であり、A 社を退職した後、厚生年金保険の加入歴がなく、他事業所に再就職する意思がなかったとする申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないというほかにこれを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 927 (事案 319 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月 5 日から 20 年 8 月まで

A社(現在は、B社)に在籍していた申立期間について厚生年金保険に加入していたとして記録の訂正を申立てたが、認められなかった。その後、私と同様の待遇で一緒に同事業所で勤務していた同僚を思い出した。この同僚が厚生年金保険料を控除されていれば、私も控除されていたと思うので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除に関する同僚等の証言も得られないこと、申立てに係る事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人記録は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 4 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、申立てに係る事業所において同じ待遇で働いていた同僚の氏名を挙げ、この同僚が給与から厚生年金保険料を控除されていたのであれば、申立人も厚生年金保険料が控除されていたはずであると申し立てているが、申立てに係る事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に当該同僚の記録は無く、同人が同事業所において厚生年金保険料を控除されていたことがうかがえる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から平成 9 年 7 月 1 日まで
申立期間において、A社に勤務し、Bなどの業務に従事した。バブル経済のころは1日4時間程度の残業や休日出勤をしており、超過勤務手当等が支給されていた。このほか、年に4回は20万円ないし30万円くらいの特別手当が支給されていた。申立期間の給与額を正確には覚えていないが、全体的に社会保険事務所（当時）で確認した標準報酬月額よりも多い給与が支給されており、標準報酬月額にこれら諸手当の金額が含まれていないと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与月額と標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成8年2月から同年4月までについては、申立人が提出した給与明細書から、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与が支給されていたことが確認できるものの、同明細書に記載されている当該期間の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

また、申立期間のうち、上記の期間（平成8年2月から同年4月まで）を除く期間について、申立てに係る事業所は平成10年8月に適用事業所でなくなっている上、申立人は事業主に対する照会を行わないことを希望しているため、事業主から関係資料等を収集することができない。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を

控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。